

高知市ふるさと納税返礼品等提供事業者登録基準

高知市が取り扱う返礼品等を提供する事業者（以下、「提供事業者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たしている事業者とする。

- (1) 高知市内に本社（本店）、支社（支店）、事業所、工場等のいずれかを有する法人・団体または個人事業者であること。
- (2) 各種法令規則等に沿った生産・製造・販売等を行っていること。サービスの提供にあたっては必要となる資格を保有していること。
- (3) 適宜、適切に生産・製造・品質検査等を行っており、責任を持って品質の良い返礼品等の提供（供給）ができること。また、返礼品の発送作業またはサービス利用券等の発行・送付作業を含め、寄附者への返礼品等の提供に係る一連の作業が行えること。
- (4) 高知市が返礼品等の発注・配送管理、代金支払、問合せ対応等について業務を委託している事業者（以下「委託事業者」という。）と、直接、「返礼品等の提供に関する契約」を締結することが可能であること。また、委託事業者が提供する管理システムを導入（インターネット通信環境が必要）し、連携・協力して業務に当たることができること。高知市が異なる委託事業者と契約した場合には、新たな委託事業者との間で改めて「返礼品等の提供に関する契約」を締結し、連携・協力して業務に当たることができること。
- (5) 高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成23年規則第28号）第4条各号に規定する次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団又は暴力団員等
 - イ その契約に係る業務、補助金に係る事業又は公の施設の管理に係る業務（以下「業務等」という。）に関し、暴力団員等を使用したと認められる者
 - ウ 暴力団員等を雇用している者
 - エ いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えたと認められる者
 - オ 暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人の役員である者
 - カ その業務等に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人等を利用していると認められる者
 - キ 市の事業等に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人等を利用していると認められる者
 - ク その他暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると市長が認める者
- (6) 業務上知りえた個人情報の取扱いについて、別記の「個人情報取扱特記事項」及び関係法令を遵守すること。
- (7) 高知市税を滞納していないこと。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 ふるさと納税返礼品提供事業者（以下「乙」という。）は、ふるさと納税返礼品提供に係る業務（以下「本業務」という。）を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、適切に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、本業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この登録を辞退し、又は取り消された後においても、同様とする。

(従事者への監督及び周知)

第3 乙は、本業務の処理に関し、個人情報を取り扱う従事者を明確にし、当該従事者が本特記事項を遵守するよう監督するとともに、在職中及び退職後においても本業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知させなければならない。

(収集の制限)

第4 乙は、本業務を処理するために個人情報を収集するときは、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(取扱い制限)

第5 乙は、本業務を処理するにあたって、個人情報を取り扱う権限を有する従事者及びその従事者に付与する権限を必要最小限のものとし、取り扱う権限を有しない従事者に個人情報の取扱いをさせてはならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第6 乙は、高知市（以下「甲」という。）の指示又は承諾がある場合を除き、本業務に関して知り得た個人情報を本業務の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正な管理)

第7 乙は、本業務に係る個人情報の管理の状況、記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期又は随時に点検を行うとともに、漏えい、滅失、改ざん及びき損等の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(消去等)

第8 乙は、本業務を処理するために一時的に作成した個人情報ファイル等は、不要となった時点で、消去又は廃棄しなければならない。

(複製等の制限)

第9 乙は、本業務を処理するために甲から提供された個人情報の複製及び送信並びに個人情報が記録されている媒体の事業所外への送付又は持ち出しをしてはならない。ただし、甲の指示又は承諾がある場合は、この限りでない。

(特定個人情報の安全管理措置等)

第10 乙は、本業務を処理するために、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。)第 2 条第 8 項で定める特定個人情報を取り扱う場合は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 乙は、特定個人情報の保護に関する規定及び体制を整備するとともに、人的安全管理措置及び技術的安全管理措置を講じ、それらを行ったことについて、特定個人情報を取り扱うまでに、甲に書面で報告しなければならない。

(2) 乙は、従業員が本業務に従事するに当たっては、あらかじめ特定個人情報の適正な取扱いに関する研修を従業員に実施し、その結果を甲に報告しなければならない。ただし、契約が複数年に及ぶもので、従業員が1年以上従事する場合は、1年ごとに研修を実施するものとする。

(3) 乙は、従業員に対し番号法その他法令を遵守する啓発活動に努めなければならない。

(再委託等の制限)

第11 乙は、本業務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、甲の承諾を得た場合に限り、その取扱いを再委託することができる。再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

(再委託先等の安全管理措置)

第12 乙は、再委託をする場合は、再委託先に対して本特記事項における安全管理措置を講じさせなければならない。再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

(資料等の返還等)

第13 乙は、本業務を処理するために甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（第9ただし書の規定により複製したものを含む。）を、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡し、若しくは消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その方法によるものとする。

(実地調査等)

第14 甲は、必要があると認めるときは、乙が本業務の処理に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時実地に調査し、又は本特記事項の遵守状況等の報告を求めることができる。

2 甲は、乙において本業務の処理が再委託される場合は、乙を通じて又は甲自らが前項の調査を実施し、又は報告を求めることができる。再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

(事故発生時における報告)

第15 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償)

第16 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反したことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(登録の取消)

第17 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、登録を取り消すことができる。